

令和7年度第1回総合教育会議の概要説明について

議題となっている「十勝圏複合事務組合教育大綱の改定」について、資料2を基に説明いたします。

※ 「1十勝圏複合事務組合教育大綱の経過について」及び「2大綱見直しの考え方について」については、これまでのとおりのため、説明は省略いたします。

3 教育大綱改定の検討状況について

事務局総務課等で構成される教育大綱検討会議で素案を整理し、先月の学校教育主管課長会議及び保健主管課長会議で素案の説明をしております。各会議で意見等はありませんでした。

その後、当組合の教育長及び教育委員に素案について意見聴取を行っており、意見がなかったことから、素案を修正することなく【資料4】原案のとおりとしました。具体については、【資料5】新旧対照表（原案）のとおりです。

今回の総合教育会議では、この原案を成案としてよろしいかをご確認いただくものです。

4 今後のスケジュールについて

今回の総合教育会議は書面開催のため、2月24日（火）までに、原案に対する賛否等について、別紙1「回答書」によりご回答をお願いいたします。

ご回答取りまとめ後、賛成意見のみの場合は、組合長決裁を得た後、構成市町村に通知するとともに、当組合のホームページで公表いたします。

反対意見があった場合は、必要に応じて原案を修正し、再度、書面により総合教育会議を開催し、修正案について合意を得ることとなります。その後は、賛成意見の場合と同様に進めていきます。

概要説明は、以上になります。

十勝圏複合事務組合教育大綱の改定について

1 教育大綱の経過

(1) 大綱の内容

十勝圏複合事務組合が共同処理する事務（十勝教育研修センター、高等看護学院）における基本目標、基本方針を定めるもの。

(2) 経過について

- ・平成29年度：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、策定。
- ・令和4年度：帯広高等看護学院のカリキュラムの改定や十勝教育研修センターの第19期事業計画の策定等の教育情勢の変化に対応するため改定。

【参考】教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 大綱見直しの考え方

- ・大綱には対象とする期間の定めはないが、文部科学省初等中等教育局長通知では4～5年程度を想定。
- ・本組合の大綱は、令和4年度の改定から通知の想定年に達していないが、現在、十勝教育研修センターで第20期事業計画の策定を進めていることから、その内容を大綱に反映。
- ・ただし、各施設の基本的な考え方に変更はないことから、今回は文言整理等の軽微な修正に留める。
- ・改正内容については、「資料4」及び「資料5」のとおり。

3 教育大綱改定の検討状況

時期（月）	内 容
令和7年12月5日	■教育大綱検討会議【書面開催】 → ・構成員：事務局総務課、帯広高等看護学院、教育部総務課、十勝教育研修センター ・事務局案を素案とすることで整理。
令和8年1月21日	■学校教育主管課長会議にて素案の説明 → ・意見なし
” 23日	■保健主管課長会議にて素案の説明 → ・意見なし
令和8年1月下旬	■組合教育委員会教育長及び教育委員に素案について意見聴取 → ・意見なし
令和8年2月27日	■総合教育会議【書面開催】（今回）

4 今後のスケジュール

今回、原案が整理された場合、組合長決裁を得て構成市町村へ通知するほか、当組合ホームページで公表する。

【参考】教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

十勝圏複合事務組合教育大綱（現行）

平成29年10月24日制定

令和5年3月9日改定

1 基本的な考え方

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、組合長と教育委員会が、基本的な認識を共有し、連携を密にするために、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。

本組合では、十勝圏複合事務組合規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。

2 各共同処理事務における方針

（1）帯広高等看護学院

【基本目標】

地域で暮らす人々の持てる力を最大限に発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援する看護実践者として、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。

【基本方針】

卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。

- ① 看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる。
- ② 相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる。
- ③ あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる。
- ④ 特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる。
- ⑤ 対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる。
- ⑥ 専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる。

(2) 十勝教育研修センター

【基本目標】

これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、持続可能な社会において幼児児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。

【基本方針】

以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。

- ① 管内の市町村が共同で運営する研修施設としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開する。
- ② 研修事業は、学校等の意見・要望を参考に、講座内容の精選や工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。
- ③ 研修内容は、専門的知識や実践的指導力はもとより、幅広い視野、豊かな人間性など総合的な人間力の育成を目指す。
- ④ 今日的な教育の動向を踏まえ、社会や学校を取り巻く状況変化に対応できる教職員の資質向上を図る講座の開設に努める。
- ⑤ 関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進するとともに、研修施設としての環境整備の充実を図る。

十勝圏複合事務組合教育大綱（原案）

平成29年10月24日制定

令和5年3月9日改定

1 基本的な考え方

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、組合長と教育委員会が、基本的な認識を共有し、連携を密にするために、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。

本組合では、十勝圏複合事務組合規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。

2 各共同処理事務における方針

(1) 帯広高等看護学院

【基本目標】

地域で暮らす人々が持てる力を最大限に発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援する看護実践者として、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。

【基本方針】

卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。

- ① 看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる。
- ② 相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる。
- ③ あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の健康課題に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる。
- ④ 特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる。
- ⑤ 対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる。
- ⑥ 専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる。

(2) 十勝教育研修センター

【基本目標】

これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、持続可能な社会において幼児児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。

【基本方針】

以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。

- ① 管内の市町村が共同で運営する研修施設としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開する。
- ② 研修事業は、学校等や受講者の意見・要望を積極的に取り入れ、時代のニーズに対応した内容の工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。
- ③ 研修内容は、専門的知識や実践的指導力はもとより、広い視野、豊かな人間性など、教職員として求められる総合的な人間力の育成を目指す。
- ④ 今日的な教育の動向を踏まえ、社会や学校を取り巻く状況変化に対応できる教職員の資質向上を図る講座の開設に努める。
- ⑤ 関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進するとともに、研修施設としての環境整備の充実を図る。

十勝圏複合事務組合教育大綱 新旧対照表 (原案)

素 案	現 行	改定内容
<p>1 基本的な考え方</p> <p>この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、組合長と教育委員会が、基本的な認識を共有し、連携を密にするために、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。</p> <p>本組合では、十勝圏複合事務組合同規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。</p> <p>2 各共同処理事務における方針</p> <p>(1) 帯広高等看護学院</p> <p>【基本目標】</p> <p>地域で暮らす人々が持てる力を最大限に発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援する看護実践者として、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <p>卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。</p> <p>① 看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる。</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、十勝圏 複合事務組合（以下「本組合」とする。）における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な 施策について、組合長と教育委員会が、基本的な認識を共有し、連携を密にするために、その目標や施策の根本となる方針として定めるものです。</p> <p>本組合では、十勝圏複合事務組合同規約に基づき、教育委員会を設置し、高等看護学院及び付 属施設の設置並びに維持管理・運営に関する事務、教育研修センターの設置及び維持管理・運営に関する事務を関係市町村の共同処理事務としています。このため、大綱では、帯広高等看護学院、十勝教育研修センターにおける基本目標、基本方針を定めるものとします。</p> <p>2 各共同処理事務における方針</p> <p>(1) 帯広高等看護学院</p> <p>【基本目標】</p> <p>地域で暮らす人々の持てる力を最大限に発揮し、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることを支援する看護実践者として、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人の育成を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <p>卒業時の学生像として、以下の教育目標のもとに教育環境を整えることとします。</p> <p>① 看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる。</p>	<p>○過誤訂正</p>

素 案	現 行	改定内容
<p>② 相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる。</p> <p>③ あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の<u>健康課題</u>に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる。</p> <p>④ 特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる。</p> <p>⑤ 対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる。</p> <p>⑥ 専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる。</p> <p>(2) 十勝教育研修センター</p> <p>【基本目標】</p> <p>これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、持続可能な社会において幼児児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <p>以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。</p> <p>① 管内の市町村が共同で運営する研修施設としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開す</p>	<p>② 相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる。</p> <p>③ あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の<u>健康上の課題</u>に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる。</p> <p>④ 特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる。</p> <p>⑤ 対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる。</p> <p>⑥ 専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる。</p> <p>(2) 十勝教育研修センター</p> <p>【基本目標】</p> <p>これまで培われた十勝管内の教育基盤をもとに、持続可能な社会において幼児児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、関係市町村が共同して教職員に研修機会を提供することにより、専門職としての資質を高め、管内教育の推進を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <p>以下の考え方のもと、3年ごとに策定する事業計画に基づき、毎年度の事業実施計画を作成し、取り組むこととします。</p> <p>① 管内の市町村が共同で運営する研修施設としての役割を踏まえ、体系的な研修機会の構築と今日的な課題に対応できる研修講座を展開す</p>	<p>○④と表現を統一するため、修正</p>

素 案	現 行	改定内容
<p>る。</p> <p>② 研修事業は、<u>学校等や受講者の意見・要望を積極的に取り入れ、時代のニーズに対応した内容の</u>工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。</p> <p>③ 研修内容は、専門的知識や実践的指導力はもとより、<u>広い視野</u>、豊かな人間性など、<u>教職員として求められる</u>総合的な人間力の育成を目指す。</p> <p>④ 今日的な教育の動向を踏まえ、社会や学校を取り巻く状況変化に対応できる教職員の資質向上を図る講座の開設に努める。</p> <p>⑤ 関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進するとともに、研修施設としての環境整備の充実を図る。</p>	<p>る。</p> <p>② 研修事業は、<u>学校等の意見・要望を参考に、講座内容の精選や</u>工夫・改善を図り、魅力ある講座づくりに努める。</p> <p>③ 研修内容は、専門的知識や実践的指導力はもとより、<u>幅広い視野</u>、豊かな人間性など総合的な人間力の育成を目指す。</p> <p>④ 今日的な教育の動向を踏まえ、社会や学校を取り巻く状況変化に対応できる教職員の資質向上を図る講座の開設に努める。</p> <p>⑤ 関係機関との連携を深め、調和ある研修事業を推進するとともに、研修施設としての環境整備の充実を図る。</p>	<p>○今後の新たな教育課題や変化する動向に対応するため、表現を修正</p> <p>○過誤訂正</p> <p>○教職員の総合的な人間力の育成や向上の必要性の強調を図るため、表現を修正</p>

十勝圏複合事務組合総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、十勝圏複合事務組合が共同処理する事務に係る次に掲げる事項についての協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 帯広高等看護学院及び十勝教育研修センターに係る教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 帯広高等看護学院及び十勝教育研修センターにおいて教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 帯広高等看護学院の学生の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、組合長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、組合長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、組合長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、組合長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 議事録は、会議の終了後、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認を経て、遅滞なく作成し、公表する。

- 2 議事録の公表は、前条ただし書により非公開とした部分を除き、十勝圏複合事務組合ホームページに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の事務局は、事務局総務課が担う。ただし、会議の開催、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整は、組合長と教育委員会双方が協議の上、すすめるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に会議が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。